

京都市環境保全基準の改正案に関する市民意見募集の結果について

京都市では、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するため、京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）を定めています。

この度、市保全基準の改正案に関する市民意見募集について結果がまとまりましたので、御報告いたします。

1 募集期間

平成 22 年 12 月 17 日（金）から平成 23 年 1 月 14 日（金）まで

2 周知方法

各区役所・支所・出張所、市役所庁舎案内所、各環境共生センター等において意見募集リーフレットを配布するとともに、ホームページでも意見募集を行いました。

3 募集結果

意見数：11 通（29 件）

4 御意見内容と本市の考え方

| | |
|--|-----|
| 1 市保全基準 全般について | 2件 |
| 2 「水質汚濁に係る環境保全基準(生活環境に係るもの)」全般について | 2件 |
| 3 「水質汚濁に係る環境保全基準(生活環境に係るもの)」のうち、 類型の改正について | 7件 |
| 4 「水質汚濁に係る環境保全基準(生活環境に係るもの)」のうち、 水生生物の保全に係る基準の設定等について | 12件 |
| 5 「緑に係る環境保全基準」について | 6件 |

※詳細は、別紙（御意見内容と本市の考え方）のとおり。

御意見内容と本市の考え方

1 市保全基準 全般について

| No | 御意見内容 | 本市の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | 基準改正後の変化を、写真等わかりやすい形で情報発信してほしい。 | 市民の皆様には情報を発信する際にはわかりやすさを重視します。 |
| 2 | 国の環境基準と同じような基準（地下水、有害大気等）は必要なのか、達成できていないNO ₂ の市保全基準についてどうするのか、京都市オリジナルの基準を作ること等について議論を深めるべきではないか。 | 市保全基準においては、国の環境基準はもとより、基準値の上乗せ、適用される地域の拡大の他、緑に係る基準のように京都市独自の基準を設けています。また、見直しにつきましては今後も必要性に応じて検討を続けていきます。 |

2 「水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）」全般について

| No | 御意見内容 | 本市の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | 注2の「環境基準の取扱いに準ずるものとする」という表現は、市保全基準を通して読むとわかるが、改正案だけでは「環境基準」が国の環境基準のことだとわからない。 | 「国の環境基準」という表記にします。 |
| 2 | 水生生物の保全に係る基準が「水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）」のうちの一つとみなされていると思うが、BOD等の基準と区別できるように、番号を振る等体系的に表現してはどうか。 | 意見募集リーフレットでは構成上省いていますが、並べて記載する際には段落番号を付ける予定です。 |

3 「水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）」のうち、
類型の改正について

| No | 御意見内容 | 本市の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 新川だけC→A類型と2段階厳しくするのか。 | すでにA類型の基準を10年以上安定して達成していますので改正するものです。 |
| 2 | 西高瀬川・山科川の指導を厳しくし、B類型にした方がいいのではないか。 | 両河川につきましては、まずは現行の基準を安定して達成することを目指して参ります。また、より良い環境を目指し、引き続き監視指導を推進していきます。 |
| 3 | 全ての河川の類型がA A類型となるよう、引き続き水質汚濁対策を推進して頂きたい | より良い環境を目指し、引き続き監視指導を推進していきます。 |
| 4 | 昔と比べて公害は少なくなったが、夏場の河川のおいぎきつなど、水質はまだまだ改善の余地があるため、より一層水質の改善に取り組んで欲しい。 | より良い環境を目指し、引き続き監視指導を推進していきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 現状の水質が良好であるか否かは別に、当該水域をどのような親水性を持たせ、利水されることが望ましいかを基に、類型指定を考えるべきである。現状の水質が悪くても、より良好な水質が望ましいのであれば、上位の類型に変更すべきであり、現状の水質がより良好であっても、そこまでの環境が望ましいと考えないのであれば、上位類型に変更する必要はない。過去何年間か良好な水質だったから見直すという考え方は本末転倒である。 | 近年、水辺空間にも親水性が求められるようになってきており、より良好な環境が求められていくと考えます。また、現状の水質が悪化することのないように、基準との間に大きな離れが認められる場合は基準を引き上げるものです。 |
| 6 | BODの類型指定を厳しくすることに異論はない。 | 御意見を踏まえ、改正を進めます。 |
| 7 | 示されたBODなどの基準値は、年間平均値なのか。季節や降水などの変動に合わせた「場合による基準」を検討してもいいと思う。 | BODにつきましては、季節変動を含めた1年間の状態を示す値として、75%水質値 ^{※1} で評価しています。 |

※1 75%水質値とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ。ただし、 $0.75 \times n$ 番目が整数でない場合、端数を切り上げた整数番目の値をとる。

4 「水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）」のうち、水生生物の保全に係る基準の設定等について

| No | 御意見内容 | 本市の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | ヒラタカゲロウへの毒性をもとに基準値を定めているが、「低温域・高温域」と、「狭温性・広温性」は別の概念であり、ヒラタカゲロウは広温域の生物と言えるのではないか。狭温性の生物では耐毒性が違うこともあるのではないか。 | 基準値は、対象種やその餌生物への毒性を考慮して定められています。ヒラタカゲロウは両類型の生物に捕食されているため、両類型において毒性データの1つとして活用されたものです。ヒラタカゲロウ自身の適温性を考慮したものではありません。 |
| 2 | 全亜鉛のみ、全類型同じ値では意味がない。水温等の基準を設けていくべきである。 | BOD等の項目とは違い、水生生物の感受性により基準を設定していますので、各類型に分類される生物の感受性が同等であれば一律の基準となります。今後新たな物質を基準に加える際に各類型の基準が異なることはありえます。また、水温は類型指定の際の分類材料として考慮しています。 |
| 3 | 基準を新設することは評価できるが、塩素の水生生物への影響が（特に河川上流部で）問題となっているので、塩素の基準が必要だと思う。 | 今後の参考とさせていただきます。 |
| 4 | 慢性毒性を基に基準値が定められているが、せっかく「水生生物の保全」の基準であるならば、変異原性についても検討したうえで、決定すべきではないか。 | 今後の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|----|--|---|
| 5 | あえて、生物A、生物Bを指定する必要があるのか。 | 主要魚介類やその餌生物は水域により生息状況が異なっていることから、生息水域を共有する魚介類ごとに水域を大きく区分し、各水域タイプの基準値を設定したものです。今回基準値を設定する全亜鉛につきましては各類型とも同じ値となりましたが、今後項目を追加する際は基準値が異なる可能性があります。 |
| 6 | 生物Aと生物Bによる類型は、水質を判定しているのではなく、単に生息環境の違いを表わしているに過ぎないのではないか。 それとも、生物Aは「きれい」、生物Bは「汚れている」ことの指標なのか。（もしもそうなら、上流と下流域で適応する生息魚種が異なるのは魚類の生態上当然のように思われるので、上流や下流の水質の違いを評価する指標として妥当かどうか疑問に思う。また、水質の改善によって生物Bであった水域が生物Aの類型に変わる可能性もあるのか。） | ご指摘のとおり、生息環境の違いを表しています。 |
| 7 | 類型当てはめをしようとしている市内河川の本川部の夏季水温は、低温域といえるのか。 | 水質測定結果、水生生物の生息状況等から、河川上流部の水域においては低温域としました。 |
| 8 | 環境保全基準の備考欄をまとめると1) 指標種となる魚種及び餌資源の有無、2) それらの成長や生育環境について定めていると思うが、1)と2)の判定要素をBODなどの市保全基準で示されているように表形式にするとわかりやすくなると思う。 | ご指摘の内容は類型指定の分類の考え方を示したものでありますが、資料等では表形式を使用する等、わかりやすい表現にします。 |
| 9 | 対象水域が12水域になっているが、BOD等の基準については26水域になっている。水生生物について残り14水域で生息状況を把握していないのには何か理由はあるのか。もしも4つの類型以外の基準で残り14水域を除外しているのであれば、その除外基準を明記する必要があるのではないか。 | 新しい類型を指定するにあたり、まずは市内の主な4河川（12水域）について検討したものです。他の水域につきましても今後検討していきます。 |
| 10 | 現状の亜鉛濃度はどの程度なのか資料提供してほしい。 | 本市環境指導課ホームページに掲載しています。 |
| 11 | 水質・水温以外の情報についても教えてほしい。 | 本市環境指導課ホームページに掲載しています。 |
| 12 | 類型指定にあたり判断した内容を示してほしい。 | 本市環境指導課ホームページに掲載しています。 |

5 「緑に係る環境保全基準」について

| No | 御意見内容 | 本市の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | 良いことだと思う。緑は目にもよいし、家の周りには緑が多いので、もっと広めるべきだと思う。 | 基準の改正を踏まえ、緑の量の増加と緑の質の向上を目指し、京（みやこ）の環境共生推進計画の長期目標の一つである「自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都」の実現を目指します。 |
| 2 | 緑の基本計画と整合性をとるのは当然である。 | 本市では、「京都市緑の基本計画」に基づいて、都市公園の計画的な配置、整備や緑化保全等を推進しており、本基準は同計画の目標値と同じものであるため、基準の見直しの際は、同計画との整合を図り、本基準の達成を目指します。 |
| 3 | 一部を除く市街化調整区域に緑被率を定めない理由を教えてください。 | 自然環境保全と快適環境確保の観点から、市民の方々の多くが住んでいる市街地を対象に、基準を定めています。なお、緑の基本計画では、市街化調整区域を含む市域全体の緑被率の目標についても設定しています。 |
| 4 | 市街化区域のみの緑被率は従来通り33%か。 | 今回の改正で、市街化区域のみの緑被率について基準は設けておらず、市街地（市街化区域と市街化調整区域の一部を加えた部分）を対象として新たな基準を設けています。 |
| 5 | 緑被率の計算で、緑として含まれる範囲を教えてください。 | 林地・植樹地・草地・農地・裸地及び水面を対象にしており、植物の緑で被覆された土地又は、緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地（裸地、水面）を範囲としています。 |
| 6 | 緑被率の目標よりも、必要な緑を配置する場所や目的、内容の方が重要だと思う。 | 昨年度に策定した「京都市緑の基本計画」では、緑の配置やその目的についても方針が定められています。 |